

学校管理下（登下校を含む）でけが等になった場合

学校管理下での災害に備え、小学校では6年間日本スポーツ振興センターの災害給付制度に加入していただいております。掛け金年額920円ですが、そのうち460円は学校の設置者である市が負担しています。残りの460円を5月の学年集金の中から支出させていただきます。

加賀市では、子ども医療費窓口無料化となっていますが、学校の管理下で起きたけが等は、災害給付制度を優先としていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。申請に必要な書類は学校にあります。

スポーツ振興センター

災害共済のメリット

- 子ども医療費助成制度は健康保険自己負担分（3割）の助成であるが、**災害給付金は4割**（健康保険自己負担分3割＋療養に伴って要する費用1割）が支給される。
- 同一の災害の医療費の支給は、**初診から最長10年間**。
- **障害が残った場合は、障害見舞金が支給**される。

*初診から治癒するまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が500点（5000円）以上要したものの（3割負担の1500円以上支払ったもの）について支給される。未済の場合は加賀市へ申請することになる。
*総合病院に受診した時にかかる、初診時特定療養費は保険外であり自己負担となる。

学校でけがなどをして
医療機関を受診する時

病院



• 学校でのけがで、「日本スポーツ振興センター対象」と伝える。

診察

病院



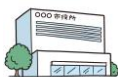
• 支払いをする。
• 領収書を保管する。
• 医療等の状況（学校にあります。）を渡し、**記入を依頼**する。（後日の受け渡し）

薬局



• 処方箋を提出。
• 調剤報酬明細書（学校にあります。）を渡し、**記入を依頼**する。（後日の受け渡し）
• 支払いをする。

教育委員会・
スポーツ振興センター



書類

支払い

学校



保護者



指定の口座に**給付金**
が振り込まれます。

• 医療等の状況等
• 振込依頼書
• 通帳のコピー
• 病院等の領収書を
学校に提出する。